



2018年12月17日

各 位

会 社 名 プレミアグループ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 柴田 洋一  
(コード番号：7199 東証市場第二部)  
問 合 せ 先 上席執行役員広報・IR部長 金澤 友洋  
( TEL. 03-5114-5708 )

### 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として新株式（以下「本新株式」という。）の発行を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	2019年3月26日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 103,600株
(3) 発行価額	1株につき4,120円 ただし、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株式の発行価額を決定する日として当社取締役会が定める2018年12月26日から2018年12月28日までの間のいずれかの日（以下「条件決定日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」という。）が4,120円を上回る場合には、条件決定日の直前取引日の東証終値と同額とします。
(4) 発行総額	426,832,000円 ただし、1株当たりの発行価額が条件決定日の直前取引日の東証終値と同額に決定される場合には、当該金額に、本新株式の総数103,600株を乗じた金額となります。
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の従業員204名 103,600株
(6) その他	本新株式の発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

※ 本新株式の発行価額の決定方法（発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨）

本新株式のように、株式を第三者割当の方法により発行して行う資金調達においては、通常、発行決議日に、発行価額を決定します。

しかし、当社は、本新株式の発行決議日と同日である本日、東証の承認を受け、2018年12月25日に当社普通株式が株式会社東京証券取引所市場第二部から同市場第一部銘柄に指定される旨（以下「一部指定承認」という。）、2019年3月31日を基準日、2019年4月1日を効力発生日として、当社普通株式につき、1株につき2株の割合をもって分割すること（以下「本株式分割」という。）に係る決議を行った旨及びワランティサービスを展開している会社である株式会社ロペライオソリューションズの買収を行った旨（以下「本買収」という。）をそれぞれ公表しており、これらにより、本日以降の当社の株価に影響が出

る可能性があります。これらの公表に係る市場による受け止め方いかんによっては、本日（発行決議日）以降の当社の株価に影響があり得ますところ、当社といたしましては、既存株主の利益に配慮した公正な発行価額の決定という観点から、仮にこれらの公表を踏まえた株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株式の発行価額を決定することは、当該発行価額と本新株式の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株式の発行価額が決定されることがより適切であると考えております。他方、本日（発行決議日）以降の株価の下落等により、条件決定日の直前取引日の東証終値が4,120円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株式の発行価額は本新株式1個につき4,120円のまま据え置かれます。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、本日（発行決議日）からこれらの公表に伴う株価への影響の織り込みのための一定期間を経過した日を条件決定日として定め、発行決議日の直前取引日の東証終値と条件決定日の直前取引日の東証終値を比較し、高い方の金額に本新株式の発行価額を最終的に決定しようとするものであります。

なお、一部指定承認、本株式分割及び本買収に関する詳細につきましては、本日付で別途公表されております「東京証券取引所市場第一部指定承認に関するお知らせ」、「株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ」及び「株式会社ロペライオソリューションズの株式取得（子会社化）に関するお知らせ」をご参照下さい。

## 2. 発行の目的及び理由

当社は、本日公表した一部指定承認を機に、当社の企業価値及び株主価値の更なる向上を図るためのインセンティブとして、また、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより経営参画意識を高めることを目的として、当社の従業員（以下「対象従業員」という。）に対し、譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度（以下「本制度」という。）の導入を決議しました。

本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

### 【本制度の概要等】

対象従業員は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象従業員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとし、その内容としては、①対象従業員は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた本新株式（以下「対象株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が対象株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、当社の業況、本制度の目的及び諸般の事情を勘案し、有能な人材を確保するとともに、対象従業員の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権（以下「本金銭債権」という。）を付与し、その払込みにより本新株式合計103,600株を付与することといたしました。なお、対象従業員に付与する本金銭債権の総額につきましては、条件決定日に最終的に決定する本新株式の発行価額の総額と同額といたします。また、譲渡制限期間については、対象従業員にとってのインセンティブ性と中期的な企業価値向上を実現する観点から、下記「3. 本割当契約の概要（1）譲渡制限期間」に記載のとおりといたしました。

本新株式の発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象従業員204名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、対象株式について割当てを受けることとなります。本新株式の発行において、当社と対象従業員との間で締結される本割当契約の概要は、下記「3. 本割当契約の概要」のとおりです。

## 3. 本割当契約の概要

### (1) 譲渡制限期間

対象株式①：2019年3月26日～2020年3月26日

対象株式②：2019年3月26日～2022年3月26日

対象株式③：2019年3月26日～2024年3月26日

※上記各対象株式の株式数は、対象従業員の役割及びインセンティブ並びに当社の業況等を総合的に鑑みて、決定される。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人（非正規雇用の使用人を含む。以下同じ。）、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを条件として、それぞれの対象株式に対応した譲渡制限期間の満了時点で当該対象株式の譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象従業員が任期満了又は定年その他正当な事由により退任した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象従業員が、当社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由（ただし、自己都合によるもの及び死亡による退任又は退職の場合を除く。）により退任又は退職した場合には、対象従業員の退任又は退職の直後の時点をもって、下記②に記載の株式数につき対象株式の譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職の場合は、対象従業員の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、対象株式の譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する譲渡制限が解除されていないそれぞれの対象株式の数に、対象従業員の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を、それぞれの対象株式に対応した譲渡制限期間に係る月数で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の対象株式の数とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない対象株式について、当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

対象株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、各対象株式に対応した譲渡制限期間中は、対象従業員が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、対象株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、対象従業員が保有する対象株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象従業員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する譲渡制限が解除されていないそれぞれの対象株式の数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を、それぞれの対象株式に対応した譲渡制限期間に係る月数で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の対象株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、当該譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない対象株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式の発行は、本制度に基づき、対象従業員に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される本金債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、「1. 発行の概要 ※ 本新株式の発行価額の決定方法（発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨）」に記載のとおり、既存株主の利益への配慮という観点から、また、恣意性を排除した価額とするため、2018年12月14日（発行決議日の直前取引日）

の東証終値である4,120円と条件決定日の直前取引日の東証終値を比較し、高い方の金額に本新株式の発行価額を最終的に決定いたします。かかる新株式の発行価額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、また発行価額を市場株価と同額に決定する方法であるため、条件決定日において最終的に決定される本新株式の発行価額は特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上